

免税軽油制度の継続を求める意見書

これまで冬季観光産業の重要な柱であるスキー産業の発展に貢献してきた免税軽油制度が、令和6年3月末で廃止される状況にある。

免税軽油制度は、道路を走らない機械に使う軽油について、軽油引取税（1リットル当たり32円10銭）を免税する制度で、農業用機械や船舶、倉庫や港湾などで使うフォークリフトなど道路を使用しない機械燃料用の軽油は、免税が認められてきたものである。

スキー産業では、索道事業者が使うゲレンデ整備車、降雪機等に使う軽油が免税となっており、この制度がなくなれば、スキー・スノーボード等の冬季観光産業が大きな負担増を強いられ、スキー場の経営維持が困難となるとともに、市町村経済にも計り知れない影響を与えることとなる。

よって、国においては観光産業や農林水産業等幅広い産業への影響を鑑み、免税軽油制度を継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月23日

新潟県村上市議会

提出先

内閣総理大臣 岸田 文雄 殿

総務大臣 松本 剛明 殿

財務大臣 鈴木 俊一 殿

農林水産大臣 野村 哲郎 殿

経済産業大臣 西村 康稔 殿

国土交通大臣 斉藤 鉄夫 殿

衆議院議長 細田 博之 殿

参議院議長 尾辻 秀久 殿